

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		さいたま市年輪荘の退所処分
根拠条例・規則等名		さいたま市年輪荘条例
条 項		第 7 条
所 管 部 課		福祉局 長寿応援部 高齢福祉課（電話：048-829-1259）
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>指定管理者は、ホームの入所者が次の各号のいずれかに該当するときは、これを退所させることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(2) ホームの秩序を乱す行為をしたとき。</p> <p>(3) 入所保護の必要がなくなったとき。</p>
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 平成 17 年 4 月 1 日最終改正
備 考		